1 水道料金について

水道料金は、料金、料金の額の算定について、川崎市水道条例に規定しています。

(1) 料金

水道料金は、基本料金と超過料金の二部料金制となっています。

第27条 水道料金は、使用期間1月につき、次に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

基本料金超過料金 (1立方メートルにつき)使用水量8立方メートルまで 530 円8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分 95 円 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 139 円 20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分 185 円 25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分 194 円 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 209 円 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分 253 円 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分 278 円 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分 329 円 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 343 円 1,000 立方メートルを超える分 357 円					
10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 139 円 20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分 185 円 25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分 194 円 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 209 円 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分 253 円 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分 278 円 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分 329 円 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 343 円	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)			
		10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 139 円 20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分 185 円 25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分 194 円 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 209 円 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分 253 円 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分 278 円 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分 329 円 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 343 円			

ア 基本料金

基本料金とは、使用水量に関係なく、毎月、定額を徴収するもので、1か月当たりの金額が設定されています。水道事業は浄水場や配水池、配水管など多くの施設を必要とする装置産業であり、固定的な費用が大部分を占めています。基本料金では、検針・徴収の費用や水道メーターの費用などを回収するものです。基本料金を固定とすることは、水道水の安全安定給水を確保するために、基礎的経費を確実に徴収するためのものです。

イ 超過料金

超過料金とは、使用水量に応じて徴収するもので、使用水量ごとに、 $1 \, \mathrm{m}^3$ 当たりの単価が設定されています。超過料金では、水を浄水するために必要な費用など変動的な費用を回収するものです。

(2) 料金の額の算定

水道料金は、2月ごとに検針し各月同じとして料金の額を算定します。

第25条第2項 管理者は、2月ごとの定例日に使用水量を計量するものとする。

第28条 管理者は、実際に検針をした日における使用水量により、検針日の属する月分及びその前月分として料金の額を算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなして料金の額を算定する。

(3) 月の中途における料金の額の算定の特例

月の中途で使用を開始又は休止した場合の料金については、特例として規定しています。

ア 特例の内容

- 第29条 前条の規定にかかわらず、<u>水道の使用を開始した場合の額</u>は、水道の使用を開始した日以後の最初の検針日における使用水量により、次の各号に掲げる水道の使用を開始した日から当該検針日までの日数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。
- (1) 15日以内 使用期間を1月とみなして、第27条第1項の規定により算定した額。 ただし、基本料金の額は、同項第1号又は第3号の基本料金の額に2分の1を乗じて得た 額として算定する。
- (2) 16日以上30日以内 使用期間を1月とみなして、第27条第1項の規定により算 定した額
- (3) 31日以上45日以内 使用期間を2月と、使用水量を各月均等とみなして、第27条第1項の規定により算定した額。ただし、2月のうち1月の基本料金の額は、同項第1号又は第3号の基本料金の額に2分の1を乗じて得た額として算定する。
- (4) 4 6 日以上 使用期間を 2 月と、使用水量を各月均等とみなして、第 2 7 条第 1 項の 規定により算定した額
- 2 前条の規定にかかわらず、<u>水道の使用をやめた場合の料金の額</u>は、水道の使用をやめた 日以後の最初の検針日における使用水量により、<u>前項各号に掲げる水道の使用をやめた日</u> 前の最後の検針日の翌日から水道の使用をやめた日までの日数の区分に応じ、当該各号に 定めるところにより算定した額とする。

イ 特例の経過

- (ア) 昭和31年4月1日に全部改正した川崎市上水道条例では、使用期間が15日以内の場合の基本料金を2分の1とするとの規定があり、現在に至っています。
- (イ) 昭和33年11月1日付け厚生省水道課長通知において、標準給水条例が示されました。 その中で、月の中途に開始又は中止する場合の料金計算の特例として、使用水量が基本水 量の2分の1以下のときに基本料金を2分の1とすることが示されました。また、その他 として、中途料金を1か月として徴収することや日割計算により徴収することは差し支え ないことなどの記載がありました。ただし、当時の大規模水道事業体では日割計算の採用 はありませんでした。
- (ウ) 平成22年4月1日に一部改正した川崎市水道条例では、基本料金を1月530円と設定しています。

2 他事業体の状況

19政令指定都市(相模原市除く。)、東京都、神奈川県及び横須賀市の22事業体の月の中途における基本料金の扱いについては、次のとおりです。

月の中途における基本料金の扱い

区分	基本料金 扱い	算定方法	事業 体数	事業体名	事業 体数
1)	月割計算	 15日以内の場合は、基本料金を2分の1とする。 15日以内かつ基本水量が2分の1以下の場合は、基本料金を2分の1とする。 	9	札幌市、千葉市、横浜市 新潟市、名古屋市、大阪市 神奈川県、横須賀市、川崎市	1 4
2		日数にかかわらず全て1月とする。	5	仙台市、さいたま市、静岡市 京都市、神戸市	
3	- 日割計算	基本料金のみ日割りとする。	6	浜松市、堺市、岡山市 広島市、福岡市、熊本市	8
4	】 H 引矿界	基本料金と超過料金を日割りとする。	2	東京都、北九州市	0

神奈川県内の事業体では、すべて月割計算を採用しています。

参考資料

水道料金の他事業体比較

家事用1か月15㎡使用した場合の水道料金

(H25.4.1 現在 税抜額 単位 円)

事 坐 从 夕			
事業体名	基本料金	超過料金等	合 計
新潟市	2,090	1,400	3,490
仙台市	1,250	1,725	2,975
さいたま市	1,134	1,286	2,420
札幌市	1,320	1,000	2,320
福岡市	1,330	9 4 5	2,275
千葉市	8 9 0	1,320	2,210
熊本市	1,240	8 2 5	2,065
岡山市	1,020	980	2,000
東京都	1,170	7 5 0	1,920
名古屋市	1,070	8 1 0	1,880
京都市	8 7 0	8 1 0	1,680
堺市	6 5 0	1,025	1,675
横浜市	7 9 0	8 7 6	1,666
横須賀市	8 9 0	7 5 0	1,640
北九州市	900	7 1 0	1,610
神奈川県	7 1 0	8 9 6	1,606
神戸市	880	7 2 5	1,605
浜松市	672	9 2 4	1,596
静岡市	3 9 9	1,191	1,590
大阪市	950	4 8 5	1,435
川崎市	5 3 0	8 8 5	1,415
広島市	8 1 0	5 8 0	1,390

※家事用15㎡は、川崎市の1か月平均使用水量